

清水町まち歩きアプリ導入業務委託 仕様書

1 業務名

清水町まち歩きアプリ導入業務委託

2 目的

健康づくり事業として、町民が楽しみながら、一人でも気軽に運動できるウォーキングの普及と健康記録を可視化し健康行動につなげるため、まち歩きアプリを導入することを目的とする。

3 業務期間

契約期間は、契約締結日から令和4年10月31日とする。

(令和4年10月中の運用開始を想定)

4 業務内容

(1) まち歩きアプリの導入

App Store、Google Playに登録・公開するアプリとして、運用に必要なハードウェア・ソフトウェアの要件定義・設計・開発・設定・テスト・本番公開時コンテンツの作成・登録・導入作業等、アプリ導入に係る作業一切を含む。

(2) アプリの公開、本業務期間中の運用・保守管理

本業務では、アプリを公開することが可能な段階となった後、町の判断により公開時期を決定する予定である。アプリに必要な運用環境の提供、公開後の本期間中の維持管理など一切を含む。

5 業務概要

(1) アプリ対応 OS

iOS、Androidの最新OS含む2世代のメジャーアップデートバージョンを搭載するスマートフォンでの動作を保証すること。

※本業務開始後サポートを継続するOSバージョンの範囲は、別途協議の上、見直しを行うものとする。

(2) 運用・保守の効率化

アプリの導入・運用にあたっては、品質、安定性、納期等の観点からパッケージソフトウェアを最大限活用し、システムを導入すること。また、コンテンツの管理等のメンテナンスを可能な限り町で行える、適切なシステムを導入するものとする。

(3) 機器構成・機器の性能等

機器構成、ネットワーク構成、機器の性能は、受託者の仕様とするが、正常稼働に支障のない構成・性能等とすること。システム構成図等を町に提出し、承認を得ること。

(4) テスト要件

受託者は、システムの本格運用までにテストを段階的に行い、町の承認を受けること。受託者は、テスト計画及び実施要領を策定し、これに基づいてテストを実施し、テスト結果が記された報告書を作成し、提供するものとする。詳細は、別途協議の上決定する。

また、テスト環境は受託者が用意することとし、町が適宜テスト環境を確認できるなど、協議の上進めること。

(5) アプリの登録

受託者は、アプリのインストールが行えるよう、App Store及びGoogle Playへの登録申請、公開までの手続きを行うこと。また、契約期間を通じて登録を維持すること。

また、アプリはQRコード等からもダウンロードすることができるものとする。

6 機能要件

(1) アプリ構成・デザイン

ア 利用者自身のスマートフォンに、歩数等を測定するアプリをインストールする。

イ 日常生活の中でスマートフォンを身に付け、楽しみながら、歩数を増やし、健康づくりに取り組み、アプリで自身の歩数情報等を確認する。

ウ 利用者の日々の歩数情報は、アプリを通じて自動的に集計され、利用者自身も確認ができる。

エ 町が指定した期日までアプリの使用を継続し、一定の要件を達成すると特典や地域ポイント制度「ゆうすいポイント」と交換できる。

オ 利用者の行動態様の確認

カ 基本機能を利用しやすいよう分類して、わかりやすく配置されていること。

(2) 参加者機能要件

- ア アプリの簡易的な利用方法を確認できること。
- イ 管理者から送信されるお知らせをプッシュ通知として受信できること。
- ウ 身体活動量データが記録されること。また、最低14日以上データを記録できること。日付が変更した際に身体活動量データがリセットされること。

(3) 管理者機能要件

- ア 管理画面にログインする際、管理者アカウント（ID及びパスワード）を複数設定できること。
- イ ログの確認、参加者情報の登録・更新・削除を可能とすること。
- ウ 管理者アカウントの操作は、専門知識のない職員でも扱えるよう操作性や操作手順に配慮した設計であること。
- エ 管理者アカウントのパスワードは、8文字以上の半角英数字（大文字・小文字の識別有）を用いて設定できること。

(4) 参加者管理機能要件

- ア 参加者情報（氏名・カナ・ニックネーム・住所・生年月日・性別等）を登録できること。
- イ 参加者ごとに参加者アカウント（ID及びパスワード）を設定できること。
- ウ 本人の情報やその他関連する情報を確認できるマイページを作成すること。
- エ 参加者の参加状況の確認及び集計ができること。

(5) データベースの作成及び保存

- ア 参加者の登録情報等のデータを保存し、一覧等で確認することができること。また、集計・分析が可能なCSV形式でデータを出力できること。
- イ 参加者の登録情報等を個別で入出力（入力フォーム等）及び一括で入出力できること。

(6) プッシュ通知の配信

アプリからのお知らせをプッシュ通知により定期的及び随時配信できること。

(7) 地域ポイント制度「ゆうすいポイント」との連携

歩数に応じて付与されたポイントを地域ポイント制度「ゆうすいポイント」に利用すること。

7 運用保守要件

本業務では、アプリを公開することが可能な段階になった後、町の判断により公開時期を決定する予定であるため、公開後の運用保守に関しての要件は、以下のとおりとする。

(1) 運用・保守管理

システムの配信後から業務履行期間終了までの間、スマートフォンアプリの運用・保守管理を行い、本町と協議の上、必要な維持管理を行うこと。

また、本業務履行期間終了後の運用・保守管理については、別途契約する。

(2) システム等の運用・管理

本業務又は本業務に関する事項について、町からの依頼や問い合わせがあった場合、適切な助言を行うとともに必要な支援を行うこと。また、運用の安定化、効率化につながる事項などについては、町に積極的な提案を心掛けること。

なお、受託者は、サーバ・システムの維持管理を行うとともに、サーバ機器・部品の故障の対応も行うこと。

(3) スマートフォンアプリの登録状態の維持

受託者は、App Store、Google Playでの登録状態を、業務期間を通じて維持するものとする。

(4) バックアップ

システム、管理ツールのデータ、アプリの登録データ等のバックアップは、スマートフォンアプリ利用への影響が最小限となるよう、また、利用者への影響を考慮した上で、サイクル、時間帯、対象等、最適なバックアップ計画を提示し、町の承認を得るものとする。

(5) アプリ・システム等

ア OS・ブラウザのアップデート対応

受託者は、OS (iOS、Android) 及びブラウザのバージョンアップに伴う対応、動作検証及びアプリのアップデート登録作業を、OS 及びブラウザのバージョンアップの配信後、遅延なく行うものとする。

動作検証の結果、使用に支障が認められる場合は、OS 等のバージョンアップに伴う対応を実施するまでの間、支障の内容、対応の見込み等について、お知らせ機能等を利用して利用者に周知するための文案を町に示し、承認を得たうえで、対応を進めるものとする。

イ 脆弱性対応

受託者は、技術的脆弱性対策を行うものとする。パッチの適用、設定の修正等により OS・サービス・システムを再起動する場合、やむを得ず計画的にシステムを停止する場合等、利用者に影響が出る場合は、事前に町の承認を得るとともに、利用者に周知する文案を示すものとする。

(6) セキュリティ診断への協力・対応

町が実施又は参加するサーバ、ネットワーク、ウェブアプリケーション等に対するセキュリティ診断に協力・対応するものとし、脆弱性や不備が見つかった場合は対策を講じること。

(7) 運営・管理支援

アプリの運営・管理においては、本システムの利便性・有益性が向上するよう、必要な情報収集を行うとともに、積極的な提案を行うこと。

また、データ変更・作成支援、管理ツール等の操作に関する助言等のサポートを行うものとし、町職員が管理ツール等の操作により更新できないデータ・コンテンツがある場合は、その作業について、受託者が行うものとする。

8 成果物・業務報告

(1) 契約時

本システムの受託者は、契約後、速やかに下記に示す図書を提出し、町の承認を得るものとする。

◆業務実施計画書（作業項目・作業内容・役割分担等の記載のあるもの。工程表、業務実施体制、連絡網等を含む。）

(2) アプリ導入業務

ア システム

アプリが利用できる状態をもって納品されたものとみなす。

イ 随時提出図書

◆各作業工程の計画・成果を示す書類

ウ 導入開始時提出図書

現時点では、下記に示す図書を想定している。詳細は協議の上決定する。受託者は、随時、書類を提出し、町の承認を得るものとする。

◆導入業務完了届

◆システム操作マニュアル（管理ツール操作者用）

◆システム操作マニュアル（利用者用）：

A 3 サイズ、二つ折り、両面カラー印刷 15,000部

◆チラシ：A 4 サイズ、両面カラー印刷 15,000枚

(3) 納入先

清水町 健幸づくり課（静岡県駿東郡清水町堂庭63-1）

9 特記事項

- (1) 本業務の履行にあたり、仕様書等に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、適宜町及び受託者双方の協議により処理する。
- (2) 受託者は、本仕様書に掲げた業務に関する一切の経費を本契約金額の中で支出すること。
- (3) 本業務の利用にあたり、必要がある場合は、相互調整のため、町と十分な打ち合わせを行うこと。
- (4) 本仕様書内で明記されていない事項であっても、本業務に付帯する作業については、履行しなければならない。
- (5) 本業務履行にあたっては各種関係法令を確認・遵守するとともに、担当者の指示に従い適正な履行に努めること。
- (6) 履行にあたり、受託者の不注意等の瑕疵により生じた故障等は、受託者の責任において処理すること。
- (7) 本業務の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、業務遂行上本業務の一部を再委託する必要がある場合は、契約時に町に申請し、承認を得ること。なお、再委託を行うことが仕様書等の趣旨及び内容と照らし合わせ不相当と認められる場合、再委託を承認しないことがある。
- (8) 町又は町の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合で、あらかじめ町の承諾を得たものについては、この限りではない。

- (9) 本業務の履行にあたり実施する打ち合わせ、資料、計画等の内容については、外部に漏えいしないこと。配信するデータの取り扱いについても同様であり、アプリでの配信前にデータが第三者に漏えいしないよう、セキュリティ対策を徹底するとともに、従業員その他関係者への周知・指導を行うこと。
- (10) 受託者が作成した本アプリのコンテンツ等に関する著作権は、受託者が有するものとする。
- (11) 受託者は、本業務の遂行にあたり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。
- (12) 本システムの公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、町の何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。受託者は、町及び町から譲渡又は利用許諾を受けた第三者に対して、著作者人格権を一切行使しない。

10 委託期間終了時の対応

終了時のデータ取扱いについては、町の指示に従うものとする。

なお、データ移行の場合は、町が指定するフォーマットに基づき、容易に全データを取り出せるようにしておくものとする。